

「第1章 計画の概要」の「3. 計画の位置づけと期間」の修正案

【修正内容】

守口市子ども・子育て会議の関与についての記述を第1章に追加するものです。

【修正案】・・・資料4 3ページ

3. 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき守口市子ども・子育て会議[※]の意見を聴いて策定する市町村子ども・子育て支援事業計画と位置付け、次世代育成支援行動計画[※]（放課後児童の健全育成事業に係る事項に限る。）および母子保健計画[※]を兼ねる計画とします。

<参 考>

子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2～6 略

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

8～10 略